

資料 7-2(共通)	令和 5 年 3 月 23 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定処遇改善加算」という。）」は、職員の確保・定着につなげていくため、経験・技能のある障害福祉人材に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うことを目的に、2019（令和元）年に創設されました。障害福祉人材の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用も認められています。

また、特定処遇改善加算は、当該加算に係る計画書において賃金改善の対象となるグループを設定し、特定処遇改善加算の算定額を上回る賃金改善を実施することと併せて、賃金改善以外の要件（配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件等）を満たす必要があります。

この資料では特定処遇改善加算の特徴的な要件等のみを簡単に説明しています。詳細については、必ず厚生労働省の通知及びQ & Aをご確認ください。

※福祉・介護職員処遇改善（特別）加算に基本的な考え方については、別でまとめているので、そちらをご覧ください。

（１）加算の対象となる事業所の要件と算定できる区分

※就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域生活支援事業（移動支援、訪問入浴、日中一時）は**算定対象外**。

要件	要件の内容	I	II
配置等要件	福祉専門職員配置等加算または特定事業所加算を取得している	○	－
現行加算要件	現行の処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を取得している	○	○
職場環境等要件	・実施する処遇改善の内容を全ての職員へ周知している ・特定処遇改善加算の職場環境等要件に関し、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の６つの区分から３つの区分を選択し、それぞれで１つ以上の取組を行っている。	○	○
見える化要件	・特定処遇改善加算の取得状況 ・賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、ホームページなど（障害福祉サービス等情報公表制度、各事業者独自のＨＰ、建物内の入口付近など外部の者が閲覧可能な場所への掲示）で公表している	○	○

※区分なし

重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援は、配置等要件がないため、特定処遇改善加算の区分は、「区分なし」となる。

(2) 賃金改善の対象となるグループ

① 経験・技術のある障害福祉人材 : ①、②にいずれも該当する者

① 以下のいずれかに該当するもの

- ・福祉・介護職員（介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士の資格あり）
※福祉・介護職員とは…ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員
- ・心理指導担当職員（公認心理師含む）
- ・サービス管理責任者
- ・児童発達支援管理責任者
- ・サービス提供責任者

② 所属する法人等における勤続年数が10年以上のもの

※介護福祉士などの資格取得からの勤続年数が10年でなくてよい

※勤続10年の考え方については、

- ・勤続年数を計算するにあたり、同一法人のみでなく、他法人や医療機関等での経験等も通算する
- ・すでに事業所内で設けている能力評価や等級システムを活用するなど、10年以上の勤続年数を有しないものであっても業務や技能等を勘案して対象とする

など、各事業所の裁量により柔軟に設定可能。

◎ **①のうち、1人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均8万円 or 賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上である必要があります。**

※現に440万円以上の者がいる場合は、当該要件を満たしているものとします。

※以下の場合など例外的に当該賃金改善が困難な場合は、合理的な説明を計画書等に記載してください。

- ・小規模事業所等で加算額全体が少額である場合
- ・職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合
- ・8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合

▼ **「① 経験・技能のある障害福祉人材」に該当する職員がいない場合は？**

事業所内で相対的に経験・技能の高い障害福祉人材を「経験・技能のある障害福祉人材」のグループとして設定し、その中で月額8万円の賃金改善となる者等を設定することが基本となります。

ただし、介護福祉士等に該当する者がいない場合や、比較的新たに開設した事業所で、研修・実務経験の蓄積等に一定期間を要するなど、職員間における経験・技能に明らかな差がない場合などは、この限りではありません。なお、このような「経験・技能のある障害福祉人材」のグループを設定しない理由についても、処遇改善計画書及び実績報告書に具体的に記載する必要があります。

② 他の障害福祉人材

- ①に該当しない福祉・介護職員、心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者

③ その他の職種

障害福祉人材以外の職員

▼ 職員分類の変更特例：「職員分類の変更特例に係る報告（添付書類４）」を提出すること

経験もしくは技能を鑑みて、通常の職員分類では適正な評価ができない職員の特性を考慮し、以下の職員分類の変更を行うことができます。詳細は「福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和元年５月１７日障発発 0517 第１号・厚生労働省通知）」の P.15「職員分類の変更特例の例示」（以下「例示」という。）を参照してください。

- ・②に分類される職員であって、例示を参考にしたうえで、研修等で専門的な技能を身につけた勤続１０年以上の職員については、①に分類することができる。
- ・③に分類される職員であって、例示を参考にしたうえで、個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している職員について、②に分類することができる。

2 配分方法

(2) 加算額を上回る賃金改善について(内訳)

		要件Ⅰ	要件Ⅱ	要件Ⅲ
		特定加算	ペースアップ等加算	
① 令和 年度の加算の見込額		円	円	円
② 賃金改善の見込額(i-ii) (右側の額は加算見込額を上回ること)		(b) 円	(c) 0 円	

②は①の金額を上回ること。同額も不可。

(1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の要件について

	経験・技能のある障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)	要件Ⅴ
① 特定加算による賃金改善を実施したグループ ※加算の配分対象としたグループに必ずチェック(✓)すること	☐	☐	☐	
② 一月当たりの常勤換算職員数		人	人	
③ 特定加算による賃金改善所要額(年額)	円	円	円	
④ 特定加算による平均賃金改善所要額(月額)	#DIV/0! 円	#DIV/0! 円	#DIV/0! 円	
⑤ 特定加算による平均賃金改善所要額の比率 (グループごとの配分比率)	(A)	(B)	(C)	
⑥ 他の障害福祉人材(B)とその他の職種(C)の平均賃金額(月額) ※B≥2Cを満たさない場合のみ記入			円	
(参考) 特定加算による本年度の賃金改善所要額(総額・年額)				
⑦ 特定加算による賃金改善の対象としたその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金額(年額)				
⑧ 経験・技能のある障害福祉人材(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者の数				
⑨ 本実績報告書に記載した特定加算の取得を届け出た事業所数				
⑩ 「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合				
☐ 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。				
☐ 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。				
☐ 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。				
☐ その他 ()				
⑪ (①で(A)にチェック(✓)がない場合その理由)				

AはBを上回る

BはCの2倍以上
※ただし、Cの平均賃金額がBの平均賃金額を上回らない場合は、この限りではない。

《参考資料》

- ・福祉・介護職員改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の掲示について（令和5年3月10日障障発 0310 第2号・厚生労働省通知）
- ・福祉・介護職員処遇改善加算等に関するQ&A（令和3年3月29日）
- ・2019年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（Vol. 4）（令和2年3月31日）
- ・2019年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（Vol. 3）（令和元年10月11日）
- ・2019年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（Vol. 2）（令和元年7月29日）
- ・2019年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和元年5月17日）